

(案)

物 品 売 買 契 約 書

物品の売買に関し、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別表に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲に売り渡し、甲はこれを買受ける。

（契約金額等）

第2条 契約金額、履行期限及び履行場所は別表のとおりとする。

（検査）

第3条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるとき及び業務終了時は、乙の業務について随時これを検査し、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する検査に協力しなければならない。

3 第1項に規定する業務終了時の検査に合格しないとき、乙は甲の指定する期間内にこれを補完して、甲の再検査を受ける。

4 物品は、第1項に規定する業務終了時の検査又は前項に規定する再検査に合格した時をもって引渡されたものとする。

（契約金額の請求及び支払）

第4条 乙は、物品の納入が前条に規定する検査に合格したときは、請求書により契約代金の支払いを甲に請求する。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その日の属する月の翌月末日までに乙に銀行振込により支払うものとする。

（取替えまたは補修）

第5条 納入した物品が納入から12ヶ月以内に甲の責めに帰すべき理由によらないで破損、または故障したときは、甲は乙に対し、その取替えまたは補修を請求することができる。

2 乙は、甲から前項の請求があったときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに取替えまたは補修をしなければならない。乙が取替えまたは補修を行わないときは、甲がこれを代行し、その費用を乙が負担するものとする。

（遅滞損害金）

第6条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によって履行期限までに履行を終わらせなかったときは遅滞損害金を徴収する。

2 前項の遅滞損害金は、履行期限の翌日から起算し、遅延日数に応じて、1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントに相当する金額とする。

（履行期限の延期）

第7条 甲は、乙の申請により、天変地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責を負わない。

- (1) 履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (2) 天変地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。
- (3) 乙に誠意なく、完全に契約の履行を終わる見込みがないとき。
- (4) 履行に関し不正の行為があると認めたとき。

(暴力団の排除)

第9条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益、若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(違約金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(契約の変更)

第11条 甲は、この契約締結後の事情により、契約内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本契約に関して紛争が生じた場合には、福岡地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 福岡市早良区百道浜三丁目8番33号
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理事長 津田 純嗣

乙

別表

物 品 名	「超音波探傷装置」
契 約 金 額	円 (内消費税 円)
履 行 期 限	令和7年5月30日
履 行 場 所	公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 三次元半導体研究センター (福岡県糸島市東1963-4)